

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警視庁刑事部長
警視庁組織犯罪対策部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内関係各課長
警察大学校長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁刑企発第70号
令和4年9月7日
警察庁刑事局刑事企画課長

捜査用カメラの適正な使用の徹底について(通達)

捜査活動のために用いるビデオカメラ(以下「捜査用カメラ」という。)の適正な使用の徹底については、「捜査用カメラの適正な使用の徹底について(通達)」(平成30年3月7日付け警察庁丁刑企発第18号。以下「旧通達」という。)により通達しているところであるが、各都道府県警察にあつては、捜査用カメラの使用に際して、下記のとおり任意捜査としての許容性を検討した上、警察署長又は警察本部の事件主管課長(以下「事件主管課長」という。)が具体的な捜査指揮を行うなど適正な使用を徹底されたい。

なお、旧通達については、本日をもって廃止する。

記

1 刑事部庶務担当課長における指導の徹底

警察本部の刑事部門の庶務担当課長(以下「刑事部庶務担当課長」という。)は、警察本部の事件主管課及び警察署が取り扱う捜査用カメラの適正な使用に係る指導を徹底すること。

2 捜査用カメラを使用するに当たり検討すべき事項等

(1) 任意捜査としての許容性の検討

捜査用カメラによる被疑者等の撮影・録画(以下「撮影等」という。)は、その捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われる場合に限り任意捜査として許される。

撮影等しようとするときは、当該場所の性質、撮影等の具体的目的(現行犯の立証、既に行われた犯罪の犯人の特定等)、撮影等の必要性(事件の重大性、嫌疑の程度等)及び撮影方法の相当性(事件に無関係な第三者が撮影対象に含まれるか否か、プライバシーの侵害の程度等)について、対象となる事件の具体的状況に即して可能な限り子細に検討するとともに、撮影等の継続の必要性についても随時検討すること。

(2) 捜査用カメラ設置箇所等の確認等

捜査用カメラを特定の場所に設置して撮影等しようとする場合には、その設置箇

所はもとより、設置等のため立ち入る必要のある土地又は建物の管理者等（以下「管理者等」という。）を確認し、捜査の秘匿に留意の上、捜査用カメラの設置又は土地等への立入りについて当該管理者等の承諾を得ること。

3 警察署長等による捜査指揮等

(1) 警察署長等の具体的な捜査指揮

警察署長及び事件主管課長は、撮影等の適否について十分に検討の上、具体的な捜査指揮を行うこと。

(2) 刑事部庶務担当課長との協議

撮影等の適否を判断するに当たり必要と認める場合は、警察署長にあつては事件主管課長と、事件主管課長にあつては刑事部庶務担当課長と協議すること。

(3) 検討結果等の記録化

前記(1)及び(2)により、撮影等の適否について検討した結果及び捜査指揮事項について、事件指揮簿等に記録しておくこと。